

輪島塗の創造的復興に向けた魅力発信業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨の二重災害により甚大な被害を受けた輪島塗の産地の復興に向けて、令和7年8月に、「輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想」（以下、「基本構想」という。）を取りまとめた。

本業務は、基本構想の実現に向けて、輪島塗の作り手や観光客が集う「漆芸の聖地」を目指し、「学生向けインターンシップ」「親子向け魅力体験ツアー」「富裕層向けモニターツアー」を実施し、県内外から輪島へ人を呼び込んでいくことを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 件名

輪島塗の創造的復興に向けた魅力発信業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 予算上限額

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度、契約締結までに競争入札参加者資格を有する者であること。
- (5) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者

でないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(8) 共同企業体を構成して参加する場合の条件は、次の条件をすべて満たすこと。

- ア 全ての構成員が、(1) から (7) の全ての条件を満たすこと。
- イ 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の企業、共同企業体の構成員、再委託先を兼ねることはできないこと。

4. スケジュール

公示	6月22日（月）
「質問票」の提出期限	6月29日（月）
「参加申込書」の提出期限	7月3日（金）
「企画提案書」等の提出期限	7月8日（水）
選定結果の通知・公表	7月中旬以降
契約の締結	7月中旬以降

5. 「質問票」の提出、回答方法

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月29日（月）午後5時必着

(2) 提出方法

- ・「質問票【様式1】」を電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は、「輪島塗の創造的復興に向けた魅力発信業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL: (076)225-1526
Mail: densan@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

- ・回答は、令和8年7月1日(水)までに電子メールにより質問者に通知する。
- ・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、随時、石川県のホームページ(公募情報の掲載ページ)にて閲覧に供する。

(5) 留意事項

電話での企画提案書の審査に係る質問は、原則、受け付けない。

6. 「参加申込書」の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月3日(金)午後5時必着

(2) 提出方法

- ・上記5(3)の宛先に「参加申込書【様式2】」を電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
※共同事業体の場合は、構成員全ての分を提出すること。
- ・件名は、「輪島塗の創造的復興に向けた魅力発信業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月8日(水)午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

※共同事業体で申請する場合、「3」から「8」までの資料について、構成員全ての分を提出すること

	提出書類	提出部数	様式の有無	備考
1	企画提案応募申請書	1	有 (様式3)	

2	企画提案書 ・ 正本 1 部 ・ 副本 9 部	9	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枚数制限あり。10 頁以内とすること。 ・ 「A4 縦」又は「A3 横」、横書き、左綴じとし、表紙に『輪島塗の創造的復興に向けた魅力発信業務委託提案書』と記載すること。 ・ 正本は、余白に会社名を表示し、副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと。
3	類似業務受注実績の証明	1	有 (様式 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 5 年間程度における類似業務受注実績 ・ 実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を添付すること。
4	法人の概要	1	無	パンフレット等でも可
5	法人登記簿謄本	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書 ・ 提出日において、発行から 3 ヶ月以内のものを提出すること。
6	定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの	1	—	写しを添付すること。
7	石川県が発行する納税証明書	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石川県税の納税義務を有する者のみ提出すること。 ・ 写しでも可
8	貸借対照表、損益計算書	1	任意	それぞれ直近 3 年分
9	見積書	1	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先は「石川県」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の作業時間、単価が判断できるもの) ・ 見積金額が 2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。

(3) 企画提案書の内容

- ・ 仕様書に定める業務に対する企画提案の概要
- ・ 業務実施体制
- ・ 業務実施スケジュール
- ・ その他、輪島塗の創造的復興に向けた魅力発信業務を実施するにあたり、より高い効果が得られるような工夫 など

(4) 提出方法

上記5(3)の宛先に、提出書類一式を提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1法人・1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8. 審査方法

- ・委託者が別途定める審査委員会において、「3. 参加資格」を満たすと認めた者について、提出された企画提案書等の内容をもとに書面で審査し、最も評価の高い提案者を委託候補者として選定する。
- ・必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合ある。
- ・応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうか判断する。
- ・審査及びその内容は非公開とする。

<審査項目>

① 企画提案力	<ul style="list-style-type: none">・事業目的の実現のための手法等が盛り込まれた提案内容となっているか。・実現可能性が高く、具体的な提案内容となっているか。・事業の効果を高める工夫が盛り込まれた提案内容となっているか。
② 業務遂行力	<ul style="list-style-type: none">・提案内容を適切に遂行できる実施体制（人員配置等）を構築しているか。・提案内容を適切に遂行できる具体的なスケジュールが設定されているか。・提案内容を適切に遂行できる専門性や過去の類似実績を有しているか。
③ 費用	<ul style="list-style-type: none">・積算が妥当で、それに見合う効果が得られるか。

9. 選定結果の通知

選定結果については、採否に関わらず、企画提案書を提出した者全てに対して文書で通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

10. 契約の締結

- (1) 委託者は、審査委員会により選定した者（以下「候補者」という。）と、提案された内容のみに限定せず協議し、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 業務委託仕様書については、候補者の決定後、委託者と候補者との間の協議により確定するものとし、内容が一部変更となる場合がある。
- (3) 契約時期は、令和8年7月中旬以降を予定している。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出等に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本企画提案の参加により、委託者から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、委託者の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、委託者から委託業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 採択された企画提案書の著作権は、委託者に帰属する。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
- (10) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。